

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 7 号
件 名	これ以上の地域の荒廃に歯どめをかけるために労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について
要 旨	<p>新潟県内における労働基準法の違反率は70%を超えており、過労死等防止対策促進法が制定されて以降も長時間・過密労働が解消されない状況にあります。一方、新潟県の有効求人倍率(2016年3月)は、1.26倍と高水準を示しておりますが、正社員では0.80倍と1倍を下回っており、正規雇用では依然として厳しい雇用環境にあります。さらに、非正規雇用の広がりと相まって、実質賃金は2015年まで4年連続で前年比を下回り、労働者の生活に大きな影響を及ぼしています。そのため、多くの労働者が、健康や雇用、さらに将来への不安を抱えながら働いています。</p> <p>このような状況が続くならば、地域経済は疲弊し、結果として地域の荒廃が加速します。新潟県の地域経済を活性化させ、地域の荒廃に歯どめをかけていく上で必要なことは、全ての労働者が人間らしく働くルールを確立することであり、そのためにも、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用を確保することが急務です。</p> <p>こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、労働者のみならず、地域社会により深刻な事態をもたらしかねません。今求められているのは、心身の健康を無視した働き方、働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備です。</p> <p>これ以上の地域の荒廃に歯どめをかけ、男女がともに安定して働き、子供を産み育てられる地域社会を実現するため、貴議会において、下記のとおり国に向けた意見書を提出されるよう陳情します。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成28年6月14日 文教経済常任委員会
受 理	平成28年6月7日 第88号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 労働基準法の改正においては、労働時間規制の適用除外の拡大（高度プロフェッショナル制度）や裁量労働制の対象拡大、手続緩和は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化を図ること。</p> <p>1 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会を目指し、労働者派遣法を早急に改正すること。改正に当たっては、派遣労働は臨時的、一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。</p> <p>1 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。</p>
--	--